

保護者の皆様へ

平成24年7月分以降の高等学校等就学支援金の加算

文部科学省

- 高等学校等就学支援金の支給額は、年収250万円未満程度の世帯は2倍に、年収250～350万円程度の世帯は1.5倍に加算されます（年収は4人家族（夫婦片働き、中学生・高校生）の場合の目安）。



- 平成22年度税制改正で、扶養控除が見直されたことを受け、平成24年7月分以降の1.5倍加算の基準となる市町村民税所得割の額を「51,300円未満」に変更する方針をお知らせしていました。
しかし、この方式では、子どもの数による不公平が生じるため、子どもの数に応じた新基準を改めて採用することになりました。
これにより6月まで1.5倍加算の対象だった方は、世帯の収入等に変化がなければ、7月以降も、引き続き1.5倍加算の対象となります。
お手数ですが、改めて以下の新基準をご確認頂き、対象となる方は、加算を受けるための手続（次ページ参照）を行って下さい。

- 度重なる基準変更により、皆様にご迷惑おかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

- これまでお知らせしていた「51,300円未満」の基準（案）では1.5倍加算の対象となる見込みであった方が、新基準では対象外となってしまう場合があります。新基準により対象外となってしまう方については、現在、対応策を検討しておりますので、詳細が決まり次第、学校を通してご連絡いたします。

【平成24年7月分以降の1.5倍加算の新基準】

市町村民税所得割の額：18,900円に①、②の合計を加えた額未満

①16歳未満の扶養親族の数×21,300円

②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※年齢は、H23.12.31現在で計算してください。

（H23.1.1～12.30に死亡した扶養親族も含まれます。年齢はその死亡の日時点。）

【次ページに早見表があります】

【早見表】(H24.7~H25.6分)

19歳未満の扶養親族の数 (H5.1.2以降生まれ)			基準額 (市町村民税所得割額)
	うち 16歳未満 (H8.1.2以降生まれ)	うち 16歳以上 19歳未満 (H5.1.2~H8.1.1生まれ)	
0人*	0人	0人	18,900円未満
1人	0人	1人	30,000円未満
	1人	0人	40,200円未満
2人	0人	2人	41,100円未満
	1人	1人	51,300円未満
	2人	0人	61,500円未満
3人	0人	3人	52,200円未満
	1人	2人	62,400円未満
	2人	1人	72,600円未満
	3人	0人	82,800円未満

*：高校生本人が扶養親族でない場合

(注1) 扶養親族が4人以上の場合は、前のページの計算式により基準額を算出してください

(注2) 確認する扶養親族の人数・年齢は、平成24年度の課税証明書等に記載されているものです。

(H23.1.1~12.30に死亡した扶養親族も含まれます。年齢はその死亡の日時点。)

①16歳未満の扶養親族

→課税証明書等の「16歳未満」の人数

②16歳以上19歳未満の扶養親族

→課税証明書等の「その他扶養」又は「一般扶養」の人数のうち、健康保険証の写しで16歳以上19歳未満と確認できる人数

必要な手続

○ 既に届出をされた方

健康保険証の写し*1の提出が必要となります。

○ これから届出をされる方

①加算届出書、②課税証明書*2等、③健康保険証の写し*3の提出が必要となります。

*1：19歳未満の扶養親族の人数分

*2：扶養親族の人数が記載されたもの

*3：16歳以上19歳未満の扶養親族の人数分

~今回の基準変更について、より詳しい情報をお知りになりたい方は、こちらを御利用ください~

文部科学省高校就学支援ホットライン TEL03-6734-3176

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/